

このようなサービスが受けられます。

介護保険で利用できるサービスには、自宅など生活の場で利用するものや施設などで利用するサービスがあり、要支援1・2の方は「介護予防サービス」、要介護1～5の方は「介護サービス」を受けます。心身の状態や、そのときの目的に合わせて、自分に適したサービスを選んで有効に活用してください。

なお、ご利用については地域包括支援センターまたはケアマネジャーにご相談ください。

サービス利用の相談

- 居宅介護支援 36ページ参照
- 介護予防支援 38ページ参照

自宅で受けるサービス

- 訪問介護(ホームヘルプ) 48ページ参照
- 訪問入浴介護 48ページ参照
- 訪問介護サービスでは「できないこと」 49ページ参照
- 夜間対応型訪問介護 50ページ参照
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 50ページ参照
- 訪問リハビリテーション 50ページ参照
- 訪問看護 51ページ参照
- 居宅療養管理指導 51ページ参照

施設に通って受けるサービス

- 通所介護(デイサービス) 52ページ参照
- 地域密着型通所介護 52ページ参照
- 認知症対応型通所介護 53ページ参照
- 通所リハビリテーション(デイケア) 53ページ参照

施設に入所して受けるサービス

- ショートステイ
(短期入所生活介護・短期入所療養介護) 54ページ参照

予防 介護

介護予防サービスと 介護サービスの違い

介護予防サービスは、要支援1・2の方が対象のサービス。軽い生活機能の低下を改善し、「で

自宅を中心に利用する 複合的なサービス

- 小規模多機能型居宅介護 55ページ参照
- 看護小規模多機能型居宅介護 55ページ参照

介護付有料老人ホームなどに 入居して受けるサービス

- 特定施設入居者生活介護 56ページ参照
- 認知症対応型共同生活介護 56ページ参照

介護や療養を中心とした 施設サービス

- 施設サービス
 - ◇介護老人福祉施設
(特別養護老人ホーム) 57ページ参照
 - ◇地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
(特別養護老人ホーム) 57ページ参照
 - ◇介護老人保健施設(老人保健施設) 57ページ参照
 - ◇介護医療院 57ページ参照

生活環境を整えるサービス

- 福祉用具貸与 58ページ参照
- 福祉用具購入 59ページ参照
- 住宅改修費支給 60ページ参照

きなかったこと」を「できる」ようにするためのサポートです。介護サービスは、要介護1～5の方が対象のサービス。段階に合わせたさまざまなサービスで生活機能の維持や改善を図ります。いずれも現状の悪化を防ぐだけでなく、より自立した生活を促す積極的なサービスです。

地域密着型サービス

住み慣れた地域で暮らし続けたい

※サービスの種類、内容などは市区町村によって異なります

要介護状態になつても住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。利用者は府中市民に限定され、府中市が事業者の指定や監督を行います。

☆サービス内容ごとに利用者負担の目安を掲載しました(令和6年6月1日現在の基準を元にしています)。
サービス提供事業者により、料金が異なります。事前に契約内容などを必ずご確認ください。



日常生活の手助けをしてもらう

ほうもんかいご

訪問介護(ホームヘルプ)

介護 要介護1~5の方
訪問介護

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助をします。通院などを目的とした乗車降車介助も利用できます。

1回あたりの利用者負担(1割)のめやす

身体介護中心	20分～30分未満	270円
生活援助中心	20分～45分未満	198円
通院等乗降介助(片道)		108円 ※運賃は別途利用者負担です

※事業所の体制により、利用者負担が変動することがあります。

総合事業 要支援1・2等の方
訪問型サービス(総合事業)

利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支え合い、支援サービスなどが受けられない場合には、ホームヘルパー等によるサービスが提供されます。

※総合事業の詳しい説明は16～19ページをご覧ください。

主なサービス内容

〈身体介護〉

- 食事や入浴、排せつの介助
- 衣類の着脱や体位変換
- 洗髪、つめ切り、身体の清拭
- 通院・日常生活上必要な外出の付添い

- 衣類の着脱や体位変換
- 掃除やベッドメイク
- 服薬の介助
- など

〈生活援助〉

- 食事の準備や調理
- 衣類の洗濯や補修
- 掃除やベッドメイク
- 生活必需品の買い物

- など
- など

※生活援助とは利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものをいいます。



自宅で入浴する

ほうもんにゅうよくかいご

訪問入浴介護

予防 要支援1・2の方
介護予防訪問入浴介護

介護職員と看護師が居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴介護を行います。

利用者負担(1割)のめやす 2人体制で実施

1回あたり	946円
-------	------

※事業所の体制により、利用者負担が変動することがあります。

主なサービス内容

- 看護師などによる健康チェック

- 入浴、洗髪、清拭の介助など

訪問介護サービスには「できないことがあります

直接本人の援助に該当しない行為の例

本人への援助ではなく、家族のために行う行為や家族が行うことが適当と考えられる行為。

- ✗ 利用者以外の食事作り、洗濯、買い物など
- ✗ 利用者が使用する以外の居室の掃除
- ✗ 来客の応接(お茶、食事の手配など)
- ✗ 自家用車の洗車・清掃



日常生活の援助に該当しない行為の例

ヘルパーが行わなくても日常生活を営むことに支障がない行為。

- ✗ 草むしり
- ✗ 花木の水やり
- ✗ 犬の散歩、ペットの世話



日常の家事の範囲を超える行為の例

- ✗ 家具や電気製品などの移動・修繕、模様替え
- ✗ 大掃除、窓拭き、床のワックスかけ
- ✗ 家の修理、ペンキ塗り
- ✗ 植木の剪定などの園芸
- ✗ おせち料理など、季節の特別な調理



介護保険制度は、介護サービスを利用することで、できる限り「自立した生活」を送れるようにすることを主な目的としています。

介護サービスは、介護を必要とする高齢者の生活をより便利にしてくれますが、必要以上のサービスを利用することは、自立を促すのとは反対の結果を招いてしまう恐れもあります。

介護保険の訪問介護サービス・訪問型サービスを利用する場合、いくつかの制限があります。保険外の家政婦さんによる生活援助とは違いますので、利用者本人の自立につながらないような行為は保険適用にならないしくみとなっています。

制度を正しく理解して上手に利用することで、あなたの安心につなげてください。

「ちょっとした生活支援」 地域住民同士のちょっとしたお手伝い

「わがまち支えあい協議会」で取り組んでいる日常生活のちょっとした困りごとに対して地域住民同士でできる30分程度のお手伝いです。

(お手伝いの例:電球交換、落ち葉はき、話し相手、簡単な裁縫、買い物代行等)

問合せ 府中市社会福祉協議会 まちづくり推進係(電話042-334-3040)

自宅で受けるサービス

夜間に訪問介護を受ける

やかんたいおうがたほうもんかいご

夜間対応型訪問介護

地域密着型サービス

介護 要介護1～5の方
(要支援1・2の方は利用できません。)

夜間対応型訪問介護
夜間ににおいて①定期巡回の訪問介護、②随時の訪問介護、③通報によるオペレーションサービスを組み合わせて利用できるサービスです。

※事業所の体制により、利用者負担が変動することがあります。

24時間対応の訪問介護・訪問看護サービスを受ける

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

地域密着型サービス

介護 要介護1～5の方
(要支援1・2の方は利用できません。)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護
定期的な巡回や随時の通報により訪問し、入浴、排泄、食事などの介護や療養上の世話や、日常生活上の緊急時の対応を行います。

※事業所の体制により、利用者負担が変動することがあります。

自宅でリハビリをする

ほもん

訪問リハビリテーション

予防 要支援1・2の方
介護 要介護1～5の方

介護予防 訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問し、介護予防を目的としたリハビリテーションを行います。

利用者負担(1割)のめやす

1回あたり	323円
-------	------

※事業所の体制により、利用者負担が変動することがあります。

主なサービス内容

- 手芸、工芸など手先の訓練、作業補装具の利用による機能訓練(作業療法)
- マッサージ、運動などによる機能訓練(理学療法) など

自宅で受けるサービス

看護師に自宅を訪問してもらう

ほもんかんご

訪問看護

予防 要支援1・2の方
介護 要介護1～5の方

介護予防訪問看護

疾病などを抱えている方に対して、看護師が居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や、診療の補助を行います。

1回あたりの利用者負担(1割)のめやす

病院・診療所から	30分～1時間未満 611円
訪問看護ステーションから	30分～1時間未満 878円

※事業所の体制により、利用者負担が変動することがあります。

主なサービス内容

- 血圧や脈拍など病状のチェック
- 床ずれの予防や処置
- 経管栄養のチューブや尿の管、在宅酸素療法に使う機器などの管理や医療処置 など

自宅で医師などから療養上の管理や指導を受ける

きよたくりょうようかんりしどう

居宅療養管理指導

予防 要支援1・2の方
介護 要介護1～5の方

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防などを目的とした療養上の管理や指導を行います。

1回あたりの利用者負担(1割)のめやす ※単一建物居住者1人の場合

医師の場合(月2回まで)	515円
歯科医師の場合(月2回まで)	517円
病院・診療所の薬剤師の場合(月2回まで)	566円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	518円
管理栄養士の場合(月2回まで)	545円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	362円

主なサービス内容

- 療養上の管理や指導
- 服薬などの管理や指導
- 特別食の献立などの管理や指導
- 口腔や義歯の管理や指導 など

地域の相談窓口

支援 地域包括センター

介護予防

介護保険のしくみ

介護保険サービス

市のサービス

府中市内の
介護事業所・医療機関

地域の相談窓口

支援 地域包括センター

介護予防

介護保険のしくみ

介護保険サービス

市のサービス

府中市内の
介護事業所・医療機関

施設に通って受けるサービス

施設に通って食事や入浴などのサービスを受ける



通所介護(デイサービス)



介護 要介護1~5の方 通所介護

通所介護施設で、食事、入浴など日常生活の支援や、生活機能維持向上のための支援を行います。

1回あたりの利用者負担(1割)のめやす ※通常規模

要介護1	3時間以上	4時間以上	5時間以上	6時間以上	7時間以上
要介護2	4時間未満	5時間未満	6時間未満	7時間未満	8時間未満
要介護3	396円	415円	609円	624円	703円
要介護4	~ 628円	~ 659円	~ 1,051円	~ 1,077円	~ 1,226円
要介護5					

※事業所の体制により、利用者負担が変動することがあります。

総合事業 要支援1・2等の方 通所型サービス (総合事業)

通所介護施設で食事などの基本的サービスや生活機能維持向上のための支援を行うなど、その方の目標に合わせたサービスを提供します。

※総合事業の詳しい説明は16~19ページをご覧ください。

主なサービス内容

- リフトバスなどによる送迎
- 看護師や保健師などによる健康チェックや機能訓練
- 入浴や食事の提供
- レクリエーションなどの高齢者同士の交流 など

※食費・日常生活費についての別途利用者負担があります。

施設に通って受けるサービス

認知症の方が施設に通ってサービスを受ける



認知症対応型通所介護

地域密着型サービス

予防 要支援1・2の方 介護予防認知症対応型通所介護

認知症の要支援者が通所介護施設等に通い、食事、入浴など日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。
※食費・日常生活費など、別途利用者負担があります。

1回あたりの利用者負担(1割)のめやす
※単独型7時間以上8時間未満

要支援1	933円
要支援2	1,041円

介護 要介護1~5の方 認知症対応型通所介護

認知症の要介護者が、通所介護施設等に通い、食事、入浴など日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。
※食費・日常生活費など、別途利用者負担があります。

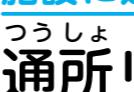
1回あたりの利用者負担(1割)のめやす ※単独型

要介護1	5時間以上	6時間以上	7時間以上
要介護2	6時間未満	7時間未満	8時間未満
要介護3	930円	953円	1,077円
要介護4	~ 1,327円	~ 1,361円	~ 1,546円
要介護5			

※事業所の体制により、利用者負担が変動することがあります。



小規模な施設で食事や入浴などのサービスを受ける



地域密着型通所介護

地域密着型サービス

介護 要介護1~5の方 地域密着型通所介護

要介護者が定員18人以下の小規模な通所介護施設に通い、食事、入浴など日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

※食費・日常生活費など、別途利用者負担があります。

1回あたりの利用者負担(1割)のめやす

要介護1	3時間以上	4時間以上	5時間以上	6時間以上	7時間以上
要介護2	4時間未満	5時間未満	6時間未満	7時間未満	8時間未満
要介護3	445円	466円	702円	725円	805円
要介護4	~ 708円	~ 743円	~ 1,212円	~ 1,252円	~ 1,402円
要介護5					

※事業所の体制により、利用者負担が変動することがあります。

事業者を選ぶために…

介護保険は「利用者本位」が原則。利用者の意思が最も尊重されますので、自分なりに情報を集めることも大切です。

すべてのサービス提供事業者・施設には、決められた項目にそった情報を公開することが義務付けられています。厚生労働省「介護サービス情報公表システム (<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>)」から閲覧できますので、インターネットが使える方は、参考にしてください。



介護 公表

検索

施設に通って受けるサービス



認知症の方が施設に通ってサービスを受ける

予防 要支援1・2の方 介護予防認知症対応型通所介護

地域密着型サービス

介護 要介護1~5の方 認知症対応型通所介護

認知症の要介護者が、通所介護施設等に通い、食事、入浴など日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。
※食費・日常生活費など、別途利用者負担があります。

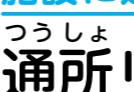
1回あたりの利用者負担(1割)のめやす ※単独型

要介護1	5時間以上	6時間以上	7時間以上
要介護2	6時間未満	7時間未満	8時間未満
要介護3	930円	953円	1,077円
要介護4	~ 1,327円	~ 1,361円	~ 1,546円
要介護5			

※事業所の体制により、利用者負担が変動することがあります。



施設に通ってリハビリをする



通所リハビリテーション(デイケア)

予防 要支援1・2の方 介護予防 通所リハビリテーション

老人保健施設や医療機関などで、食事などの日常生活上の支援や生活機能維持向上のための支援、リハビリテーションを行うなど、その方の目標に合わせたサービスを提供します。

1ヶ月あたりの利用者負担(1割)のめやす ※共通サービス

要支援1	2,457円
要支援2	4,579円

※事業所の体制により、利用者負担が変動することがあります。

介護 要介護1~5の方 通所リハビリテーション

老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活機能維持向上のためのリハビリテーションを行います。

1回あたりの利用者負担(1割)のめやす ※通常規模

要介護1	6時間以上
要介護2	7時間未満
要介護3	775円 ~ 1,397円

※事業所の体制により、利用者負担が変動することがあります。

主なサービス内容

- リフトバスなどによる送迎
- 食事の提供や入浴の介助
- 医師の指示にもとづく、理学療法士、作業療法士などによる機能訓練
- レクリエーションなどの高齢者同士の交流 など

※食費・日常生活費についての別途利用者負担があります。

施設に入所して受けるサービス

自宅で介護を受けている方が一時的に施設に泊まるサービス ショートステイ (短期入所生活介護・短期入所療養介護)

要支援1・2の方

介護予防 短期入所生活介護 (ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などのサービスや、生活機能の向上のための機能訓練が受けられます。

1日あたりの利用者負担(1割)のめやす

※併設型施設・従来型個室の場合

要支援1	489円
要支援2	608円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額利用者負担となります。

介護予防 短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期入所して、療養や介護、生活機能向上のための機能訓練が受けられます。

1日あたりの利用者負担(1割)のめやす

※介護老人保健施設・基本型体制・従来型個室の場合

要支援1	619円
要支援2	776円



介護 短期入所生活介護 (ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

1日あたりの利用者負担(1割)のめやす

※併設型施設・従来型個室の場合

要介護1	653円～958円
要介護2	
要介護3	
要介護4	
要介護5	

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額利用者負担となります。

主なサービス内容

●食事、入浴、排せつの介助 ●看護師などによる機能訓練

●理学療法士などによる機能訓練

●医師による診療(短期入所療養介護の場合)

※食費や居住費、日常生活費、理美容代などについては、別途利用者負担があります。

※ショートステイの連続利用日数は30日までです。連続30日を超えない場合も、利用日数は認定有効期間のおおむね半数を超えないことが目安です。

※介護者の疾病などにより、一時的に介護できない場合にも利用できます。

自宅を中心に利用する複合的なサービス



通い、訪問、泊まりを組み合わせたサービスを受ける 小規模多機能型居宅介護

地域密着型サービス

予防 要支援1・2の方

介護予防小規模多機能型 居宅介護

利用登録した1つのサービス事業所で、「通所」を中心に「訪問」や「泊まり」を組み合わせて利用できるサービスです。
※食費・宿泊費・日常生活費など、別途利用者負担があります。

1か月あたりの利用者負担(1割)のめやす

要支援1	3,737円
要支援2	7,551円

※事業所の体制により、利用者負担が変動することがあります。

介護 要介護1～5の方

小規模多機能型居宅介護

利用登録した1つのサービス事業所で、「通所」を中心に「訪問」や「泊まり」を組み合わせて利用できるサービスです。
※食費・宿泊費・日常生活費など、別途利用者負担があります。

1か月あたりの利用者負担(1割)のめやす

要介護1	11,326円
要介護2	~ 29,468円



通い、訪問、泊まりに訪問看護を組み合わせたサービスを受ける 看護小規模多機能型居宅介護

地域密着型サービス

介護 要介護1～5の方
(要支援1・2の方は利用できません。)

看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)

利用登録した1つのサービス事業所において、訪問看護と小規模多機能型居宅介護(「通所」を中心に「訪問」や「泊まり」を組み合わせて利用)を一体的に利用できるサービスです。
※食費・宿泊費・日常生活費など、別途利用者負担があります。

※事業所の体制により、利用者負担が変動することがあります。

1か月あたりの利用者負担(1割)のめやす

要介護1	13,481円
要介護2	~ 34,015円



【居室の違い】

- 従来型個室：共同生活室(リビングスペース)を併設していない個室
- 多床室：定員2人以上の個室ではない居室
- ユニット型個室：共同生活室(リビングスペース)を併設している個室
- ユニット型個室の多床室：ユニット型個室に準じた完全な個室ではない居室。
「ユニット型準個室」から名称が変更されました。

介護付有料老人ホームなどに入居して受けるサービス

介護や療養を中心とした施設サービス



介護保険の指定を受けた介護付有料老人ホームなどでサービスを受ける 特定施設入居者生活介護

予防 要支援1・2の方 介護予防特定施設 入居者生活介護

介護保険の指定を受けた介護付有料老人ホームなどに入居し、スタッフから日常生活上の支援を受けるとともに、生活機能向上にも配慮したサービスの提供を受けます。

1日あたりの利用者負担(1割)のめやす

要支援1	196円
要支援2	335円

介護 要介護1～5の方 特定施設 入居者生活介護

介護保険の指定を受けた介護付有料老人ホームなどに入居し、食事・入浴・排せつなどに関わる介護やリハビリが受けられます。

1日あたりの利用者負担(1割)のめやす

要介護1	579円～869円
要介護2	
要介護3	
要介護4	
要介護5	

※事業所の体制により、利用者負担が変動することがあります。

主なサービス内容

- 食事、入浴、排せつの介助
- 日常生活の世話
- 機能訓練 など

※食費・居住費・日常生活費・おむつ代・理美容代など、別途利用者負担があります。



認知症の方が施設で支援を受けながら共同生活する

にんちしょうたいおうがたきょうどうせいかつかいご

認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

予防 要支援2の方 (要支援1の方は利用できません。)

介護予防認知症対応型 共同生活介護

認知症の要支援者が、少人数(5～9人)で共同生活しながら、介護スタッフの支援が受けられます。

※食費・居住費・日常生活費など、別途利用者負担があります。

1日あたりの利用者負担(1割)のめやす
※2ユニットの場合

要支援2	800円
------	------

介護 要介護1～5の方

認知症対応型共同生活介護

認知症の要介護者が、少人数(5～9人)で共同生活しながら、介護スタッフの支援が受けられます。

※食費・居住費・日常生活費など、別途利用者負担があります。

1日あたりの利用者負担(1割)のめやす
※2ユニットの場合

要介護1	805円～903円
要介護2	
要介護3	
要介護4	
要介護5	

※事業所の体制により、利用者負担が変動することがあります。



生活の場として施設でサービスを受ける 施設サービス

介護

要介護1～5の方
(要支援1・2の方は利用できません。)



介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で居宅での生活が困難な方が入所して、日常生活上の支援や介護を受ける施設です。
※新規入所は原則として要介護3以上の方

1日あたりの施設サービス費(1割)のめやす ※多床室の場合	
要介護1	
要介護2	
要介護3	
要介護4	
要介護5	

629円～931円

地域密着型サービス

地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 (特別養護老人ホーム)

定員29人以下の小規模で運営される特別養護老人ホームです。少人数の入居者に対し、特別養護老人ホームと同様のサービスが提供されます。
※このほかに、施設の提供するサービスや利用者が選択するサービスによって費用が追加されます。
※新規入所は原則として要介護3以上の方

1日あたりの利用者負担(1割)のめやす ※ユニット型個室の場合	
要介護1	
要介護2	
要介護3	
要介護4	
要介護5	

729円～1,037円

介護老人保健施設 (老人保健施設)

日常生活動作のリハビリなどを行なながら、在宅生活復帰をめざす施設です。在宅生活への復帰を目的としているため、退所して家庭での生活ができるか定期的に検討します。

1日あたりの施設サービス費(1割)のめやす ※基本型体制・多床室の場合	
要介護1	
要介護2	
要介護3	
要介護4	
要介護5	

847円～1,081円

介護医療院

長期療養を必要とする要介護者に対し、医学的管理のもとにおける介護、必要な医療等を提供する施設です。

1日あたりの施設サービス費(1割)のめやす ※転換老健相当・多床室の場合	
要介護1	
要介護2	
要介護3	
要介護4	
要介護5	

823円～1,330円

※事業所の体制により、利用者負担が変動することがあります。

主なサービス内容

- 食事、入浴、排せつの介助
- 日常生活の世話
- 機能訓練 など

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

「施設サービス」は、要介護1～5の方が対象です。要支援1・2の方は利用できません。

施設サービスは、施設種別や要介護度別に定められた費用の1割～3割分のほかに、食費と居住費など、別途利用者負担があります。なお、食費、居住費については低所得の方に対し減額する制度もあります(詳細は44ページ)。

サービスの利用者負担分 + 食 費 + 居 住 費 + 日常生活費、理美容代など

生活環境を整えるサービス

地域の相談窓口

支援センター 地域包括

介護予防

介護保険のしくみ

介護保険サービス

市のサービス
など

介護事業所・医療機関
府中市内の



自立した生活を送るための福祉用具を借りる ふくしょぐたいよ 福祉用具貸与

要支援1・2の方 予防 介護予防福祉用具貸与

介護予防に役立つ福祉用具を貸与します。

月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の**1割～3割**を利用者が負担します。
※用具の種類、事業者によって貸し出し料は異なります。
レンタルを希望する場合は、**担当のケアマネジャーにご相談ください。**



要介護1～5の方 介護 福祉用具貸与

日常生活の自立を助ける福祉用具を貸与します。

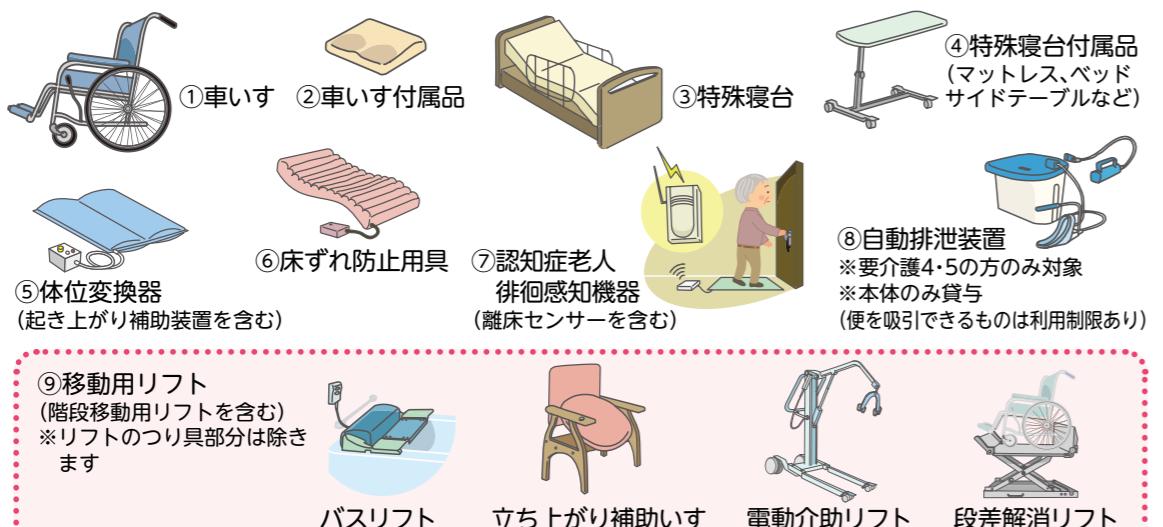
介護保険でレンタルできるもの

全ての介護度の方がレンタルできる用具



※これらの福祉用具は、ケアマネジャーや福祉用具専門相談員の提案を受け、利用者の意思決定で購入することも可能です。

介護度が要介護2～5の方が レンタルできる用具



※必要と認められた場合には要支援1・2、要介護1の方も例外的に貸与を受けることがあります。担当のケアマネジャーにご相談ください。

福祉用具をレンタルするときの注意点

心身の状態や目的に合った福祉用具を選んでいますか？

→適切な福祉用具を利用してことで、日常生活上の便宜を図り、介護者の負担を軽減します。

用具が体に合うか実際に試してみましたか？

→用具によっては、体の状態に合わなかったり調整ができないものがあります。

利用の効果を定期的に確認し、必要性を検討していますか？

→体の状態は変化することがあります。定期的に担当のケアマネジャー等と、用具の利用効果を確認しましょう。

トイレ、入浴関連の福祉用具を購入する
ふくしょぐこうにゅう
福祉用具購入

要支援1・2の方 予防 介護予防特定福祉用具購入

介護予防に役立つ福祉用具の購入費に対して費用の一部を支給します。



要介護1～5の方 介護 特定福祉用具購入

福祉用具の購入費に対して費用の一部を支給します。

年間の上限額は10万円です(毎年4月1日から1年間)。

購入金額の**1割～3割**を利用者が負担します。

指定を受けた販売業者から購入した特定福祉用具に限り、購入費が支給されます。

ケアマネジャーや福祉用具専門相談員に必ず相談してアドバイスを受けましょう。

※同一種目の再購入は原則として対象外です。

介護保険で購入できるもの

腰掛便座



据置式便座 ポータブルトイレ 洋式便器の
※この他、昇降機能付き 高さを
便座も含まれます。 補うもの

★歩行器
(歩行車を除く) ★歩行補助杖
(多点杖、松葉杖を除く単点杖) ★スロープ
(工事不要のもの)

★印は、ケアマネジャーや福祉用具専門相談員の提案を受け、利用者の意思決定で貸与することも可能です。

入浴補助用具



入浴介助用ベルト
※身体に直接巻きつけて使用するものが対象となります。

入浴台(バスボード)

浴槽用手すり

浴槽内いす

入浴いす

自動排泄装置の交換可能部品
※レシーバー、チューブ、タンク等

移動用リフトの
つり具の
部分

簡易浴槽

※利用者の要介護状態を悪化させるおそれがある用具については対象にならない場合があります。

福祉用具の事業者を選ぶときにチェックしたいポイント

介護保険の指定を受けた事業者ですか？

→指定を受けていない事業者からの貸与・購入は介護保険の対象外です。

福祉用具を選ぶとき、相談にも対応してくれますか？

→心身の状態や生活環境を含めて相談に応じてもらい、適切な福祉用具を選びましょう。

貸与・購入後のアフターサービスについて確認しましたか？

→身体の状態に合わない用具の利用を避けるために、再調整や点検などの対応があるか確認しましょう。

生活環境を整えるサービス

地域の相談窓口

支援センター 地域包括

介護予防

介護保険のしくみ

介護保険サービス

市のサービス
など

介護事業所・医療機関
府中市内の



より安全かつ自立した生活を送るため住宅を改修する じゅうたくかいしゅうひしきゅう 住宅改修費支給 予防 介護

住み慣れた自宅で、より長く安心して生活していくよう、住宅改修をする際の費用を支給する制度です。要介護認定をお持ちの方で、住民票上の住所地のご自宅を改修する場合が対象です。

介護保険で対象となる工事



■具体的には……

- ①手すりの取付け 居室や廊下等の移動・移乗補助を目的とした手すりの取付け
- ②段差の解消 敷居撤去、ステップの取付、スロープの設置、床のかさ上げ等
- ③滑り防止、移動の円滑化などのための床・通路面の材料変更
床材の滑りにくいものへの変更等
- ④引き戸などへの扉の交換や撤去
開き戸から引き戸や折れ戸、アコーディオンカーテン等への変更等
- ⑤和式便器から洋式便器等への便器の取替え
和式便器から洋式便器への取替え(※既存の洋式便器に機能のみを付帯するための工事は対象外)
- ⑥その他①～⑤の各工事に付帯して必要な工事

はじめに確認しましょう

今すぐに改修が必要ですか？

→住宅改修は一度工事をすると簡単に変更できません。また、お身体の状態は加齢や病気等で変わるために、将来の状況も見据えて住環境を整えることが必要です。家具の配置を変えたり、福祉用具(詳細は58、59ページ)の利用などの工夫で済むこともあります。様々な方法で解決方法を検討しましょう。

主治医や専門家等の意見はお聞きですか？

→身体機能にあわせた改修を行うことができるよう、主治医や理学療法士、ケアマネジャーなどとよく相談してみましょう。

課題解決以外の目的(快適性・利便性の向上など)が目的となっていましたか？

→この制度は利用者の自立した日常生活を支援するためのものです。改修の目的が快適さや便利さを向上させること、または、老朽化による住宅改修などの場合は、対象となります。

改修費用は適切ですか？

→施工業者によって工事費用に差があります。工事内容や費用が適切かどうか複数の施工業者から見積もりを取って比較してみましょう。

支給額

支給対象となる工事の限度額は20万円です。同一の住宅・同一の被保険者に対し20万円を限度に、自己負担割合に応じてその工事費の9割～7割(上限18万円～14万円)が支給されます。20万円以内であれば、数回に分けて支給申請をすることも可能です。

支給方法

住宅改修費の支給方法は、「償還払い」と「受領委任払い」があります。施工業者はお客様が任意で選ぶことができますが、受領委任払いをご希望される場合は、市と受領委任払い契約を結んでいる施工業者に限り利用することができます。(対象の施工業者は、市の介護保険課または地域包括支援センターへお問い合わせください。)

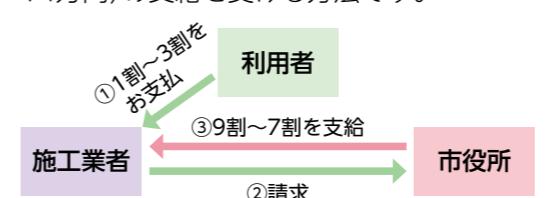
■償還払いとは

利用者はいったん改修費用の全額を施工業者へ支払い、市から支給対象部分の改修費用の9割～7割(上限18万円～14万円)の支給を受ける方法です。



■受領委任払いとは

利用者は改修費用の全額から支給予定額(9割～7割)を引いた額を施工業者に支払い、施工業者は、市から改修費用の9割～7割(上限18万円～14万円)の支給を受ける方法です。



手続きの流れ

1 相談・検討

ケアマネジャーまたは地域包括支援センター職員に、改修が必要な箇所や内容を相談します。改修内容が決まったら複数の業者から見積もりを取り、施工業者を選定してください。

2 事前申請

事前申請書類について次の6点を市へ提出します。
①受領委任払いまたは償還払い住宅改修申請書
②理由書 ③図面 ④見積書
⑤施工箇所の写真(日付の入ったもの)
⑥住宅改修承諾書

3 審査

市が事前申請の内容を審査後、支給対象となった場合は、確認通知書と請求書兼口座振替依頼書を送付します。

4 着工

確認通知書で支給金額等を確認後、工事を行っていただき、工事代を施工業者へお支払いください。

5 完了申請

工事完了後、次の3点を市へ提出します。
①施工後の施工箇所の写真(日付の入ったもの)
②領収書
③請求書兼口座振替依頼書

6 支給

市が施工内容を確認後、介護保険給付額を振込みます。

ご注意ください！

1. 事前申請をせずに着工した場合は対象となりません。
2. 住宅の新築に伴う改修や老朽化による改修は支給対象となりません。
3. 原則、要介護認定をお持ちの方が対象となります。但し、介護認定申請中でも償還払いに限り事前申請をすることができます。事前申請内容の審査後、確認通知書が発行された場合、着工することができますが、介護認定の結果が非該当だった場合は、支給を受けることができません。
4. 入院・入所中は原則認められません(外泊や一時帰宅も不可)。ただし、退院・退所後の生活環境を整えるために、あらかじめ改修する必要がある場合に限り、事前申請をすることができます。完了申請は、退院・退所後に行いますので、退院・退所をしないこととなった場合は、支給を受けることができません。

*介護保険住宅改修給付の他に、市独自の高齢者自立支援住宅改修給付もございます。詳細は70ページをご確認ください。

介護保険Q & A

地域の相談窓口

支援センター 地域包括

介護予防

介護保険のしくみ

介護保険サービス

市のサービス

介護事業所・府中市内の医療機関



Q 介護保険料は、いつから納め始めるの？

A 第1号被保険者としての介護保険料は、65歳の誕生日の前日の属する月の分から納めます。

第2号被保険者としての介護保険料は、40歳の誕生日の前日の属する月の分から納めます。

例)8月1日が65歳の誕生日の方→7月分から納めます
8月2日が65歳の誕生日の方→8月分から納めます

Q 特別な事情があって保険料を納められない場合は、どうすればよい？

A 災害や扶養者の方の失業などで、保険料を納めることが難しい場合は、保険料の減免や分割納付が受けられる場合もあります。困ったときは、お早めに介護保険課資格保険料係にご相談ください。

Q 特別徴収と普通徴収、納め方は選べますか？

A 介護保険法で特別徴収と普通徴収の対象者が決まっていますので納め方をご自身で選択することはできません。

Q 介護サービスを利用するつもりがないので、保険料は払わなくてもいいですか？

A 介護保険は、介護の負担を社会全体で連帯して支えあう社会保険制度です。サービスを利用する、しないにかかわらず、原則として40歳以上のすべての方が被保険者となり、定められた保険料を納付しなければなりません。(ただし、●海外居住者●在留期間が3か月未満の短期在留の外国人●障害者支援施設など介護保険適用除外施設に入所・入院している方については除外されています。)

Q 生活保護受給者の場合、介護保険はどうなりますか？

A 65歳以上の方は第1号被保険者として同じ取扱いです。

65歳未満の方は、介護保険ではなく介護扶助を受けることになります。

介護保険の第2号被保険者には該当しません。そのため、介護サービスが必要な方は、福祉事務所長が市長に要介護度の判定依頼をし、その結果によって介護扶助(介護保険に準じたサービス)を受けることになります。

Q 納期が過ぎてしまった場合はどうなりますか？

A 納期限までに納付されない場合、市から督促状を発送します。

銀行等で納付されると、市へ収納されるまで数日を要し、納付と行き違いに発送されることがあります。納付済みにもかかわらず、督促状が発送されることがないよう、納期限内の納付にご協力ください。

Q 口座振替の引き落とし口座を変更したいのですが

A 新しく振替をする府中市指定の金融機関または介護保険課窓口で手続きができます。

Q 口座振替で引き落としができなかったときの納付は？

A 口座の残高不足などの理由で、保険料などの口座振替ができない場合があります。この場合は再振替はできませんので、改めて、納付書で納めていただくことになります。納付書は後日郵送します。

Q 間違って多く納付してしまった場合はどうしたらいいですか？

A 結果的に多く納付した場合には府中市で入金が確認できた時点で、還付金通知書と還付金請求書を送付させていただきます。還付金をご指定の口座に振込みいたしますので、還付金請求書に必要事項を記入しご返送ください。

なお、保険料などに未納がある場合は、その還付金を未納分に充てさせていただきます。

Q 納付書を紛失したのですが？

A 介護保険課資格保険料係までご連絡ください。再発行した納付書を郵送いたします。

Q 保険料はどこで納付できますか？

A 市役所、または金融機関などで納めることができます。

■府中市指定金融機関派出所(市役所内)

■府中市役所東部出張所(白糸台文化センター内)
府中市役所西部出張所(西府文化センター内)

■取扱金融機関(全国の本・支店)

三菱UFJ銀行 多摩信用金庫 きらぼし銀行 みずほ銀行 りそな銀行
埼玉りそな銀行 大東京信用組合 東日本銀行 東京スター銀行 東京三協信用金庫
中央労働金庫 みずほ信託銀行 山梨中央銀行 西武信用金庫
東京都信用農業協同組合連合会およびマイナーズ農業協同組合を含む都内各農業協同組合
東京都、関東各県および山梨県のゆうちょ銀行・各郵便局

■コンビニエンスストア

セブン-イレブン ローソン ファミリーマート デイリーヤマザキ ヤマザキデイリーストア
ミニストップ ポプラ 生活彩家 くらしハウス スリーエイト セイコーマート ハマナスクラブ
ローソン・スリーエフ ローソンストア100 ナチュラルローソン ハセガワストア タイエー^ニ
ニューヤマザキデイリーストア ヤマザキスペシャルパートナーショップ MMK設置店
※バーコードの印字がない納付書では、コンビニエンスストアでの納付はできません。

■スマートフォン決済アプリ

PayB LINE Pay PayPay au PAY d払い FamiPay J-Coin
楽天銀行コンビニ支払サービス

※領収証書は発行されません。

(令和6年4月現在)

介護保険Q & A

地域の相談窓口

支援センター 地域包括

介護予防

介護保険のしくみ

介護保険サービス

市のサービスなど

府中市内
介護事業所・医療機関



Q 介護保険の要介護認定の申請は郵送でできますか？

A 郵送での申請は可能です。申請書は府中市ホームページからダウンロードできます。書き方は電話等でご案内できます。お急ぎの場合や、記入方法に疑問がある場合は、直接ご来庁くださいますようお願ひいたします。なお、マイナンバーカードを使ったオンライン申請も可能です。

Q 介護保険の認定調査の際の家族の立会いはどうしても必要ですか？

A ご本人の状況を正確に伝えるために、なるべく立会ってください。認定調査では、普段の本人に対する介護の状況についても介護者から聞き取りを行います。また、認定調査の日は、電話等で事前に調整させていただきます。

Q 訪問調査では、どんな心構えが必要ですか？

A 利用者の普段の生活や身体の状況を、ありのまま伝えましょう。基本調査では、全国共通の調査票にしたがって、調査員が質問をします。無理のない状況であれば、実際に行っていただく項目もあります。そのほか普段の暮らしづくりなどについて聞く場合もありますので、できるだけ具体的に伝えましょう。天候や時間帯によって状態が違ってくる場合は、日頃の様子をメモし、伝えたいことを整理しておくと良いでしょう。ご本人の前で話しくいな内容は、終了後、調査員に伝えるか、メモ等を渡してください。

Q 介護保険要介護認定申請の際は、医療機関での受診はどうしても必要ですか？

A 医療機関での受診は必要です。かならずお受けください。要介護認定の審査には、かならず主治医意見書が必要となります。そのため受診がなく、医師が主治医意見書を作成できないと認定審査ができません。かかりつけ医がない場合、申請時にご相談ください。

Q 介護保険の要介護認定申請の際に必要な主治医意見書は自分でもらってくるのですか？

A 市から医療機関へ依頼しますので、もらってくる必要はありません。主治医意見書は、要介護認定の審査の際に必要となるもので、市から直接医療機関へ依頼します。そのため、ご本人が医療機関でもらってくる必要はありません。なお、費用は市が負担しますので、ご本人の負担はありません。

Q 要介護認定に有効期間はありますか？

A 有効期間はあります。引き続き介護サービスを利用したい場合には、有効期間満了日の60日前から満了日までの間に、更新の申請をしてください。申請の種類によりそれぞれ原則の有効期間がありますが、認定審査会において、身体的・精神的状況が変動しやすいかどうか、不安定な状況にあるかどうかを判断し、最短3か月から最長48か月までの有効期間が決まります。ただし、48か月までの延長が認められるのは更新の場合のみです。新規や要介護度の変更(区分変更)の申請をした場合は、最長12か月までの有効期間となります。

Q 事業者と契約するときは、どんなことに注意すればよいのでしょうか？

A 介護保険によるサービスの利用は利用者とサービス事業者との契約となっています。契約に先だって、サービス事業者からサービスの選択に必要となる重要事項について説明があります。契約の必要がある場合は、以下のようなことに注意しましょう。

サービスの内容

利用者の状況にあったサービス内容や回数。

契約期間

居宅サービスは要介護認定の有効期間に合わせた契約期間となっているか。

利用者負担金

利用者負担金の額や交通費の要否などの内容が明記されているかどうか。

利用者からの解約

利用者からの解約が認められる場合およびその手続きが明記されているか。

損害賠償

サービス提供によって利用者が損害を与えられた場合の賠償義務が明記されているか。

秘密保持

利用者および利用者の家族に関する秘密や個人情報が守られるようになっているか。

Q 高額介護サービス費の申請書は毎月提出するのですか？

A 該当の方へ市から申請書をお送りします。必要事項を記入のうえ提出してください。一度申請されますと、以後対象となった場合は自動的に支給されます。なお、マイナンバーカードを使ったオンライン申請も可能です。

Q 介護保険施設などに入所して住所を施設のある市区町村に変更した場合は？

A 介護保険施設などに入所することにより、住所をその施設のある市区町村に変更した場合は、住所変更前の市区町村の被保険者になります(住所地特例制度)。(27ページをご参照ください。)